明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

10　法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11　法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12　法第百四十九条第一項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

13　法第百四十九条第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14　法第百四十九条第一項第五号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15　法第百四十九条第一項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16　法第百四十九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

17　法第百四十九条第一項第五号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18　法第百四十九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。

19　法第百四十九条第一項第五号ヘに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

20　法第百四十九条第二項に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

21　法第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

22　法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第七項及び第九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項第二号					
第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び	当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車	第三条に規定する十・十五モード燃費値（第九項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（第九項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（第一条第二号に掲げる方法（第九項第二号において「JC〇八モード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	JC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車
第九項第二号					
実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び	当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車				